

令和5年第3回四万十町議会定例会

議案説明資料（追加）

令和5年9月21日

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
議案第 4 5 号	四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問う住民投票条例再議の件	1

■議案第45号 四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求める
ことについて住民の意思を問う住民投票条例再議の件

【要旨】

本議会定例会において、9月15日に議決された議案第45号「四万十町文化的施設整備事業に係る施設規模の見直しを求めることについて住民の意思を問う住民投票条例について」は、異議がありますので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第176条第1項の規定により、理由を示してこれを再議に付するものです。

【内容】

別紙のとおり

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（拒否権及び議会の違法・越権の議決等に対する長の処置）

第176条 普通地方公共団体の議会の議決について異議があるときは、当該普通地方公共団体の長は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、その議決の日（条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決については、その送付を受けた日）から10日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。

2 前項の規定による議会の議決が再議に付された議決と同じ議決であるときは、その議決は、確定する。

3 前項の規定による議決のうち条例の制定若しくは改廃又は予算に関するものについては、出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

4～8 （略）

四万十町長 中尾 博憲



三

2

